

第196回国会における森林環境税(仮称)に関する主な質疑

資料4

創設の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○ パリ協定の枠組みのもとでの我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、 ○ 森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、 ○ 今国会で成立した森林經營管理法を踏まえ、創設
使途	<p>国民一人一人が等しく負担を分かち合って国民皆で森林を支える仕組として、都市部の住民を含めた国民全体の理解を得る。</p> <p>市町村……間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」 都道府県……「森林整備等を実施する市町村の支援等に関する費用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域の実情に応じて法令に定める予定の範囲</u>(「森林整備及びその促進に関する費用」の範囲)で事業を幅広く弾力的に実施できるもの。 ・ 地方譲与税なので、国として使途の詳細な範囲で示すことは馴染まない。 <u>市町村等が検討する上で参考となる事例等の紹介を通じて地方団体に助言。</u> ○ 上記使途の範囲の中で、個別の使途に関して言及したもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が行う森林の公的な管理や新たな森林管理システムの円滑な実施、 ・ 境界の確定 ・ 公有林の整備 ・ 都市と山村の連携による森林整備 ・ 竹材利用促進のための加工業者への支援 ・ 森林環境教育
既存の施策との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林吸收源対策等の目標の達成のため、<u>国の予算事業と森林環境税による双方の取組により森林整備を一層推進。</u>
府県の超過課税との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林環境税(仮称)の課税は、国民負担等を考慮し平成36年度からとなるが、この間に、各府県等が実施しているすべての超過課税が、その期限又は見直し時期を迎えることになるので、関係府県においては、森林環境税(仮称)を前提とした自らの超過課税のあり方を御議論いただきたい。 ○ 森林環境税と府県の超過課税がそれぞれの役割分担のもとで効果的に活用されるよう、情報提供や意見交換。
<参考> 森林整備等に関する市町村の体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域林政アドバイザー制度の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県職員OB、林野庁職員OBの参画 ○ 近隣市町村との連携による事業実施 ○ 市町村職員を対象とした研修 ○ 施策の重要性や体制の構築について市町村長への説明 ○ 都道府県による事務の代替執行

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の国会審議の状況

I 税の創設全般について

【① 平成30年1月24日 衆議院 本会議】

○質問

新設される森林環境税については、森林面積という明確な基準で市町村に譲与される制度とされており、過疎などに苦しむ地方自治体の財源を確保する制度として、その狙いは理解します。ただし、目的税という手法では使い勝手が悪く、無駄遣いの温床にもなりがちです。

譲与された市町村と、そして森林保護という目的にとって真に役立つ財源とするには、その使い道について市町村に幅広い裁量を認めるべきです。総理の見解をお尋ねします。

●内閣総理大臣

森林環境税、仮称であります。については、パリ協定の枠組みのもとでの我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、今国会に提出予定の森林經營管理法案を踏まえ、創設することとしたものです。

その使途については、地方団体からの要望等も踏まえ、地域の実情に応じて市町村が森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施できるようにしてまいりたいと考えております。

【② 平成30年1月31日 参議院 予算委員会】

○質問

続きまして、森林環境税についてお伺いをします。

平成二十九年十二月に閣議決定された政府の平成三十年度税制改正の大綱では、市町村主体の森林整備や木材利用、普及啓発等を進めるため、平成三十一年度より森林環境譲与税が、そして、平成三十六年度より本格的に森林環境税を国税と創設することが盛り込まれました。森林づくりを国民一人一人が支える仕組みとして長年にわたり議論されてきたものがようやく実現できたことは、歴史的にすばらしいことあります。

納税対象者は約六千二百万人となり、森林整備のための新たな財源が平成三十一年度から二百億円確保でき、順次増大し、平成四十五年度には六百億円の財源になります。その分配基準は、五〇%が私有林人工林面積、二〇%が林業就業者数、そして三〇%が人口数、各々の比率ベースで各地方に配分予定となっております。

つまり、森林が少ない大都市であっても、各都道府県の人口比率に応じて三〇%の中から分配されるわけであります。大都市であれば、森林が少ないため森林環境教育等のソフトな事業に財源が使われる可能性がありますが、多くの木材が産出できる地域材で

大都市の公共建築物への木材利用が期待ができます。都市部でも地方の木材を使った公共建築物が増加することで、森林整備、森林環境税への理解促進や国産材の需要拡大につながります。それが最終的に森林環境税のめどでもあります。

そこで、斎藤健農林水産大臣にお伺いします。

この重要な森林環境税の財源を活用しつつ、どのように森林・林業政策の改革を進めていくのか、お考えと決意をお伺いします。

●農林水産省

我が国の森林は、資源が充実をして主伐期を迎えるつもありまして、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくためには、これら貴重な資源を切って使って植えるといった循環利用を確立していくということが肝要であると。

このために、今後の森林・林業政策といたしましては、まず経済ベースに乗る森林につきましては、自ら経営管理ができない森林所有者の経営管理権限を市町村を介しまして意欲と能力のある林業経営体に集積、集約化する、経済ベースに乗らない森林につきましては市町村が公的に管理する、こういったことを実現するための新たな森林管理システムの創設について検討しております、関連法案を今国会に提出すべく準備を進めているところでございます。その際に、市町村が行う森林の公的な管理やこのシステムを円滑に機能させるための必要な財源として、御指摘のいわゆる仮称森林環境税の活用も検討しているところでございます。

また、森林の利用につきましては、委員御指摘のように、都市部においても公共建築物への木材利用や住民の方への森林環境教育等を促進することも重要でありまして、都巿住民も含めた国民全体による理解をいただきながら木材の需要拡大を進めていく必要があると考えております。そのためにも、市町村等が仮称森林環境税を活用されることを期待しているところでございます。

このように、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理、これを両立させていくため、森林環境税も活用しながら次世代へ豊かな森林を引き継いでいけるよう、農林水産省として全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

【③ 平成30年4月11日 衆議院 農林水産委員会】

○質問

森林環境税の歴史を振り返ってみると、森林吸收源対策としての温暖化対策税というのがあったなどというふうに、考え方としてあったなと思っております。石油石炭税など、森林整備に使えないかとの歴史であったなどというふうに承知をしておりまして、その意味で、今回の森林經營管理法を見ますと、先ほど大臣も出発点のお話をされていましたけれども、あるいは森林吸收源対策と言っていたときの財源規模、そういったものから考えますと、若干少ないというか、違和感というか、そういうところを感じているところでございます。

そこで、改めてですけれども、この出発点であった温暖化対策における森林整備の役

割と本法律案との関係について伺いたいなと思います。また、関連して、温暖化対策として掲げられたこれまでの政府の国際約束、あるいは目標としてきた森林整備の面積の達成について、今後しっかりとやっていくのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

●林野庁

お答えいたします。我が国の地球温暖化対策におきましては、森林吸収源対策としての森林の整備が重要な対策の一つと位置づけられているところでございますが、木材の価格の低迷などによる森林所有者の経営意欲の低下等によりまして、森林整備が十分に進んでいない状況にございます。

そのため、本法案においては、森林所有者みずからが経営管理できない森林のうち、経済ベースに乗る森林につきましては林業経営者に集積、集約化するとともに、経済ベースに乗らない森林については市町村が公的に管理するという仕組みを創設することといたしております。

本法案によりまして、これまで森林所有者による管理経営が不十分であった森林において森林整備が進むことで、京都議定書やパリ協定における我が国の森林吸収の目標達成にも貢献していくものと考えております。

また、二つ目で御質問がありました、しっかりとやっていけるのかということでございますけれども、農林水産省では、林業の成長産業化と森林資源の適正な管理ということを図るために、森林整備事業等の予算事業によりまして各般の森林・林業対策を講じているところでございます。

一方、今回のような意欲の低下した所有者が見られるとか、境界が不明であるとか、そういった森林現場の課題もございます。所有者の自発的な施業への支援を基本としていました従来の施策のみでは必要な整備が進まない、困難な状況となっておるところもございます。こうしたことから、今回の森林経営管理法案を踏まえまして、市町村が実施する森林の公的な管理を始めとした森林整備等の財源として、この森林環境税が創設されるわけでございまして、国としては、国の予算事業、それと今回の森林環境税による双方の取組を推進することによりまして、森林整備を一層進めていけるように、引き続き、必要な予算の確保も含めまして、全力で取り組んでいきたいと考えております。

II 使途について

〈全般〉

【① 平成30年4月11日 衆議院 農林水産委員会】

○質問

財政が厳しい中で、森林施策を充実させたいというのは共通の思いだと思います。しかし、安易に目的税を創設することはやはり厳に慎まなければなりません。もちろん、目的税である以上、使途にある程度の制約がかかってくると思うんですけれども、今回の使途として許容され得る森林整備の範囲であるとか、あるいは森林・林業振興施策の範囲であるとか、従事者への支援の範囲であるとか、そういうところをお伺いしたいと思います。

●林野庁

お答えいたします。市町村分に係る森林環境譲与税の使途についてでございますけれども、平成三十年度の税制改正大綱の中におきまして、「間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用」とされているところでございます。森林環境税及び森林環境譲与税を創設するための法律案において規定される予定でございます。

森林環境譲与税は地方譲与税でございますので、地方団体は、こうした法令で定める使途の範囲内で、それぞれの地域の実情に応じて、森林整備及びその促進に関する事業を幅広く、弾力的に実施いただけるものと考えております。国として具体的な使途の詳細な範囲についてお示しするということはなじまないと考えております。

農林水産省といたしましては、市町村が使途を検討する上で参考となる事例の紹介等を通じまして、譲与税が創設の趣旨に即して効果的に活用されますよう、地方団体に助言させていただくとともに、インターネット等による使途の公表が各地方団体に義務づけられるものと承知しておりますので、これにより適正な使途に用いられていくものと考えております。

【② 平成30年2月28日 衆議院 総務委員会】

○質問

森林環境税の使途については、与党税制改正大綱に、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされ、都道府県においては、市町村の支援に関する費用とされていますが、こうした使途については限定的なものなのでしょうか。それとも、例示的に挙げられたものでしょうか。都道府県、市町村が迷うことのないように示していただきたいと思います。

使途については、もし限定的でないとするならば、人の育成ということもあります。森林、観光、あるいは健康、教育の分野と結びつけて活用してもらいたいと思いますし、自然教育や野外教育を推進する教育プログラムの開発なども対象としていただければと思いますが、いかがでしょうか。あわせて伺います。

●総務省

森林環境税は、都市、地方を通じて、国民一人一人がひとしく負担を分かち合って、国民皆で温室効果ガス吸収源などの重要な役割を担います森林を支える仕組みとして創設するものでございます。

このことから、市町村分の森林環境譲与税の使途につきましては、都市部の住民を含めた国民全体の理解を得ていく必要がございますので、平成三十年度税制改正の大綱におきまして、お話をございましたように、「森林整備及びその促進に関する費用」ということでされているところでございまして、この点を、法令に使途を明記してまいりたいというふうに考えているところでございます。

その促進というのはそれなりに多義的な部分がございますけれども、いずれにいたしましても、各地方団体におきましては、こうした使途の範囲内で、それぞれの地域の実情に応じて、森林整備そのもののほか、木材利用の促進ですとか森林環境教育、あるいは森林の有する公益的機能に関する普及啓発などにも取り組んでいただけるものと考えております。

<個別の使途について>

【③ 平成30年3月28日 衆議院 農林水産委員会】

○質問

いわゆる森林環境譲与税あるいは森林環境税についてでございますけれども、これから荒れた森林を整備していくためには、非常に有効な制度でございます。

ただ、一点申し上げたいのは、どの自治体もそういう形で整備をされると思いますけれども、いわゆる国調がなされていない県がかなりあります。岡山県は比較的、九〇パーセントからできているんですが、それを、先に境界を設定しなければいけないということですそちらに使われたのでは、本来の森林環境税の目的を達しないというふうに思うんですが、時間がありませんので、その点の扱い方について御答弁をお願いいたします。

●農林水産省

お答え申し上げます。森林環境税は、今後の森林の公的管理等をする森林整備等の財源として創設されるものでございます。

御指摘のように、森林整備を実施していくためには、その前提として、境界の確定というものは非常に重要でございます。これにつきましては、市町村等の要望も多かったので、今後の法制の整備がなされる中で、その経費も対象とする考え方でございます。

したがって、森林環境税が導入された段階ではそういうものがかなり出るもの事実だ

ろうと思いますが、それは必ず、その後の間伐であるとか造林であるとかの森林整備につながっていくのでございますので、そういう事業の増加につながるものと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

【④ 平成 30 年 2 月 22 日 衆議院 総務委員会】

○質問

この使い途については、限定的なものなのか、それとも例示的なものなのか、具体的にどのような内容を想定していただきたいたいと思います。私としては、先ほどの放置竹林の問題を解決するためには、竹材利用を促進することが重要であり、竹材を利用する加工業者等の支援もできるような内容に、ぜひしていただきたいと思ってるのですが、奥野副大臣、いかがでしょうか。

●総務省

市町村分に係る森林環境譲与税の使途については、平成 30 年度税制改正の大綱において、今おっしゃられたように「間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用」として使えると、こういうことになつてゐるわけあります。

これをじやあ、誰がどういう風に使っていこうかということを決めるかというところがまた次のポイントだろうと思いますが、これは各市町村といいますか、各地方団体において、こうした使途の範囲内で、それぞれの地域の実情にあわせて考えて、森林の整備及びその促進に対する事業を幅広く、弾力的に実施できるものだと、私どもは考えてゐるわけであります。

【⑤ 平成 30 年 4 月 11 日 衆議院 農林水産委員会】

○質問

今お話を伺いましたとおり、ほとんど私有林、民有林の方にこの財源が振り向けられるということでございます。

もちろん、国有林についてはこれまで林野庁さんがしっかりと頑張っていただいたわけでございますし、これからもやっていただけると思うんですけれども、今回のこの森林環境税、やはり地方自治体、これが非常に期待が高かったと思います。これが来ればしっかりとできるんじゃないかなというようなことだったと思います。何しろ、地方自治体、国もそうでございますけれども、財源が非常に厳しい状況にあるわけでござります。

そこで、やはり公有林の財源にも、少しばかりではあっても心を配る必要があるんじやないかなと私は思うわけでございますけれども、大臣、いかがでございましょうか。

●農林水産省

まず、この森林環境税の出発点は、所有者の経営意欲の低下ですとか、所有者不明森林の増加、あるいは境界未確定の森林の存在といった理由によりまして私有林の整備が進んでいないという現状のもとでどうするかということで、森林經營管理法案により新たに市町村が行うこととなる森林の公的な管理を始めとする森林整備等の財源としてこの税が創設をされる、これが出発点でありました。

したがいまして、こうした趣旨のもとで創設をされますので、森林環境譲与税の譲与に当たっての譲与基準には、今御説明ありましたように、森林整備に関する基準として私有林人工林面積を用いるということにしております。

公有林の整備、管理に関しては、森林整備事業や地方財政措置により対応しているところあります。また、今後ともしっかりと必要な予算措置等を講じてまいりたいと考えておりますが、今委員御指摘のように、地域の実情によって、私有林の整備よりも公有林の整備が優先されるという事態に対しましては、その地域の実情、そういう実情がある場合には、市町村の判断により、森林環境譲与税を公有林の整備に充てることは可能であるというふうには考えています。

【⑥ 平成30年5月24日 参議院 農林水産委員会】

○質問

森林環境税 620 億円の配分と使途について伺います。

このお手元の配付資料を御覧ください。昨年末の税制改正大綱を基に、うちの、この川田事務所で試算したものですが、人口の多い世田谷区には 1 億 2,400 万円、森林が 93% を占める檜原村にはたったの 3,800 万円しか配分をされません。人口割りの要素を入れたことは制度の趣旨に反しているのではないかでしょうか。私有林が存在しない都市部の自治体では、これ、もしかしたらコピー用紙やトイレットペーパーの購入に充てられてしまって、これ経費削減に使われてしまわないかと懸念をいたします。これ、参考人もお話ありましたけれども、特に過疎の山林には環境税以外にしっかりと、これ、森林整備のための予算措置を引き続き行うとともに、都市部の自治体では区域外の森林の間伐などにも使うなど、山村自治体が納得できる使途となるように、総務省ともこれ連携して制度設計に取り組むべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

●林野庁

お答えいたします。この森林環境譲与税の譲与基準のお話でございます。その一つとしては、まず間伐等の森林整備、しっかりとやっていただきたいと思それから人材の育成、担い手の確保、また木材利用の促進や普及啓発といった税の使途と相関の高い指標いたしまして、私有林の人工林面積で 5 割、林業就業者数で 2 割、人口で 3 割とするとされております。これは、森林整備等が使途の中心であることを踏まえるとともに、木材利用を促進することが間伐材の需要の増加に寄与することとか、納税者の理解が必要であること等を勘案して設定されたものと承知しております。

農林水産省といたしましては、人口の多い都市部の区とか市等にあっては、山村地域

で生産された木材を区とか市の公共施設の木造化に利用していただくとか、また山村地域の市町村との交流を通じた森林整備に取り組むなどを期待しているところでございます。このような税の趣旨や考え方を市町村等へ説明するとともに、取組事例の紹介などを通じまして、都市と山村の連携により森林整備等が一層推進されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【⑦ 平成 30 年 3 月 16 日 参議院 本会議】

○質問

我が国の森林面積は国土面積の 3 分の 2 に当たり、地方自治体では急速な人口減少などにより、森林整備や林業への体制が不十分です。

これらに対応するため、森林環境税の使途については、人材育成や間伐、木材利用の促進などに充てられるとしておりますが、他にも、自然教育や野外教育を推進する教育プログラムの開発などにも活用すべきと考えます。

●総務省

森林環境税の使途については、都市部の住民を含めた国民全体の理解を得る必要があることから、平成 30 年度税制改正の大綱において、市町村分の森林環境譲与税の使途を「森林整備及びその促進に関する費用」としています。

各地方団体においては、こうした使途の範囲内で、それぞれの地域の実情に応じて、森林整備や木材利用の促進のほか、森林環境教育、森林の有する公益的機能に関する普及啓発などにも取り組んでいただけるものと考えています。

〈都道府県分の使途について〉

【⑧ 平成 30 年 2 月 22 日 衆議院 総務委員会】

○質問

都道府県にも、森林整備を実施する市町村の支援に関する費用として譲与されることになっておりますが、都道府県の役割については具体的にどういう役割を考えている、期待しているのかもお聞きをいたします。

●総務省

お答えいたします。都道府県分に係る森林環境譲与税の使途については、平成三十年度税制改正の大綱におきまして、森林環境譲与税を森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないとされています。

その具体的な内容としては、検討会での議論を踏まえますと、まず、森林整備を実施する市町村の体制整備のための支援を行うことや、市町村が森林所有者の意向調査をする際に広域団体の立場から助言、指導を行うこと、また、市町村が間伐を行う際

の事業発注について、積算システム等を作成して市町村に配布する等、ノウハウを生かした支援を行うことなどが想定されています。

都道府県が管内市町村の実情を勘案しながら、必要に応じて適切な支援を行っていただくことを期待しています。

III 市町村の体制について

【① 平成30年4月11日 衆議院 農林水産委員会】

○質問

自治体の職員の数、この専門職員の数、全国でも三千人ということで、中、四割ぐらいはゼロだというようなことでございます。やはりマンパワーが明らかに不足しているんだなということがどなたもおわかりになると思います。また、地域林政アドバイザーの話もあったんですけども、これも決して十分な数とは言えないんじゃないかなと思います。

せめて自治体の体制が整うまでの間については、やはり林政についての知見を有する林野庁の職員の皆さんがあ自治体、現場に赴いていただいて、あるいは出向なのか、あるいは人事交流なのか、そういう形で、林野庁職員の皆さんが直接的な、現場に赴いての支援や活動なんかも考えるべきではないかなと思うわけでございますけれども、いかがでございましょうか。

●林野庁

お答えいたします。本法案の施行に当たりましては、まさに委員御指摘のとおり、この実行体制の整備が非常に重要な課題と認識してございます。

御指摘のように、市町村が林業技術者を地域林政アドバイザーとして雇用する取組、これは当然進める必要がございますし、また、近隣の市町村と連携して共同で事業を行うことが可能であります。また、本法案におきましては、都道府県による市町村の事務の代替執行ができるなどの制度を導入しております、必要な体制整備について取組を進めたいと考えております。

こうした中、地域林政アドバイザーにつきましては、民有林行政でございますので、現場を熟知しております民間の林業技術者の方々に加えまして、こうした方がまずメンになると思うんですけども、都道府県、まず、民有林の森林行政というのは県行政として行われてきた歴史がございますので、県にお手伝いをいただくこと、また県のOBの方、こうした方のお手伝い、また当然、おっしゃられたように林野庁から、実を言うと、御承知のとおり交流人事もしておりますし、林野庁の職員のOBもございますので、こうした者もお手伝いという形で地域林政アドバイザーに就任していくということは十分考え得るところでございます。

こうした形をとりまして、市町村をサポートしていくことが重要と考えております。よろしくお願いします。

【② 平成30年5月24日 参議院 農林水産委員会】

○質問

火曜日の参考人質疑でも、野口参考人からは、市町村にはほとんどプロとしての職員

がいないというふうに指摘がありました。外部人材の活用ではなくて、市町村が林業の専門職員の増員や育成ができるような支援をすべきではないかと思いますけれども、ちょっと簡潔にお願いします。

●林野庁

お答えいたします。各市町村に林務担当職員をどのくらい配置していくかということにつきましては、これは市町村長の御判断によるものであるため農林水産省としてお答えすることは困難でございますが、一方で、当法案は平成31年度からの施行を目指しているところでございまして、市町村が円滑に業務に取り組めるよう、先ほどもございましたけれども、市町村職員を対象とした研修やフォレスターによる技術的支援、指導による市町村職員の育成を進めるとともに、市町村へ施策の重要性について丁寧に説明する中で、市町村の体制の構築についても必要があれば助言をきちんとしてまいりたいと考えております。

IV 県税との関係について

【① 平成30年4月17日 衆議院 農林水産委員会】

○質問

今、県で森林税のようなものを取っているところ、かなりあります。島根県の場合も、水と緑の森づくり税ということがあります。この財源は、本来、やはり作業道をつけたときに補助に使われる予定でして、今、津和野でメーター当たり千円なんすけれども、本当はメーター当たり二千円じゃなきやおかしいんですね。この千円が一体どこに行っているんだろうかというのが現場での疑問なんですが。

ここにまた、森林環境税が市町村に渡されて、それがどういうふうに使われていくのか、また、使い道が重複することもあり得ます。この辺のことは、全部現場、市町村任せなのか、それとも国がアドバイスをしたり指導したりしていくのかということを伺いたいと思います。

●林野庁

お答えいたします。現在三十七府県で導入されております超過課税でございます。それぞれの府県民からの森林への期待や要請などを踏まえまして、府県が主体となって取り組まれているものでございますので、それはそれで効果的に活用されているものと認識してございます。

このたびの国の森林環境税でございますが、森林経営管理法案を踏まえ、主に、市町村が新たに行う森林の公的管理を始めとする森林整備等の財源として創設されるものでございます。

府県における超過課税につきましては、森林整備以外にも幅広く活用されていると認識しております、農林水産省といたしましては、国の森林環境税と府県の超過課税がそれぞれの役割分担のもとで効果的に活用されますよう、府県に対しまして積極的に情報提供をしたり、それから意見交換等を行いまして、必要な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

【② 平成30年3月28日 参議院 総務委員会】

○質問

森林環境税というのがあるの。これは関係の市町村の皆さんの悲願ですから、私も幾らか関わってきたので反対ではないんだけどね、反対ではないんだけれども、今、三十七府県でお金を取りっているんですよ、住民税の均等割に上乗せをして。大した額じゃありませんよ。だから、この辺の税との調整をどうやるんですか。

●総務省

お答え申し上げます。まず、各地方団体が行っております独自の超過課税との関係で

ございます。

御指摘ございましたように、現在、森林整備等を目的としたしまして三十七府県一政令市で独自に超過課税が行われているところでございます。

一方で、国の森林環境税は、農水省が今国会に提出いたしました森林経営管理法案を踏まえまして、主に市町村が行います森林の公的な管理を始めとする森林整備等の財源として創設するものでございます。

したがいまして、両者は財源の帰属主体が基本的には異なってまいりますけれども、府県等が行います超過課税の使途は様々でございますので、使途において重複する可能性はあると考えております。

その点、国の森林環境税は平成三十六年度から課税することとしておりまして、それまでの間に今現在の全ての超過課税の期限あるいは見直し時期が到来をいたしますので、関係府県等において必要に応じて超過課税の取扱いを検討いただけるものと考えております。

総務省といたしましても、森林環境税との関係の整理が円滑に進みますよう、林野庁とも連携しながら、関係府県等の相談に応じ助言を行ってまいりたいと考えております。

